

# 道路掘削及び占用工事埋戻し土砂の取扱いに関する要領

制 定 昭和 56 年 4 月 25 日

最近改定 平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、道路掘削及び占用工事（以下「掘削工事」）という。から排出する土砂等の減量化を進めるため、掘削工事埋戻し土砂の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 この要領は、横浜市が許可（協議等による回答及び承認を含む。）するすべての掘削工事に適用する。

(埋戻し土)

第 3 条 掘削工事の埋戻し土は「改良土埋戻し指定図（平成 26 年 4 月 1 日）」（以下「指定図」という。）の区分にしたがい、改良土又は発生土とする。なお、改良土の性状等については別に定める。

(改良土を埋戻し土とする工事)

第 4 条 改良土を埋戻し土とする工事は、次の各号に定める工事とする。

- (1) 指定図に色塗りされている路線（以下「改良土埋戻し路線」という。）の掘削工事
- (2) 道路横断方向の埋設管工事
- (3) その他良質な土で埋戻しを必要とする工事

(発生土を埋戻し土とする工事)

第 5 条 発生土を埋戻し土とする工事は、指定図に色塗りされていない路線（以下「発生土埋戻し路線」という。）の掘削工事とする。

(改良土埋戻し路線での例外措置)

第 6 条 改良土埋戻し路線であっても、道路管理者が発生土を良質な土と認める場合は、発生土を埋戻し土として使用できるものとする。

(発生土埋戻し路線の例外措置)

第 7 条 発生土埋戻し路線であっても、道路管理者が発生土を埋戻し土として適さないと判断する場合は、改良土等を埋戻し土として使用するものとする。

附則

この要領は、昭和 56 年 4 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、昭和 58 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 改良土標準仕様書

昭和56年4月

横浜市道路局

### 第1条 適用

本仕様書は、道路掘削占用工事の埋戻し材として路床土に改良土を使用する場合に適用する。

### 第2条 改良方法

土砂の改良はプラント混合方式とし、プラントは次の性能を備えていないてはならない。

- 1) 均一混合ができる装置
- 2) 土砂に対して改良材が定量供給できる装置

### 第3条 添加材（改良材）

添加材はセメント系・石灰系あるいはこれに類するものとし、添加後の改良土は無公害であること。

また、地下埋設物に対して腐食等の影響を及ぼさないこと。

### 第4条 改良土の強度

路床土に使用する改良土の強度はCBR4%を目標とする。

### 第5条 品質管理

アスファルト舗装要綱及びJIS-Aにより行うものとする。